

## 公共工事等で生じた残余材を活用しませんか？

～市内産材の有効活用～

市域面積の3分の1を森林が占める福岡市では、公民館や学校などの公共施設の整備にあたり、市内産の木材を積極的に活用しています。

このたび、市内産材のPRと更なる活用につなげていくために、製材過程で発生する残余材(※)をイベントや施設の内装等に活用する事業者へ提供する取組みを開始します！

第1弾として、大丸福岡天神店のコミュニティガーデンで残余材が活用されます。

この取組みを多くの事業者に活用いただきたいため、周知・広報にご協力をお願いいたします。

### ※残余材とは・・・

建物の建設に利用するために所定のサイズに製材する過程で生じるロス部分は、形状やサイズが不規則であるため、木材として出荷されません。また、加工場へ出荷した木材の中には、品質基準を満たさないものもあり、廃棄の対象となっているものです。

残余材の有効活用を図ることは、SDGsや脱炭素社会の実現にも貢献する取り組みにもなります。



### 【取組みのイメージ】



<イベントでの活用>



<施設の装飾など>



<木製品の試作>

詳細は、下記 URL を参照ください。

⇒[https://www.city.fukuoka.lg.jp/nosui/shinrin-rinsei/life/shinaisanzai\\_teikyuu.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/nosui/shinrin-rinsei/life/shinaisanzai_teikyuu.html)

### 【残余材活用の第1弾】

コミュニティガーデンにプランターを設置  
(大丸福岡天神店1Fエルガーラ・パーサージュ広場)



⇒<https://daimaru-fukuoka-5500.pictona.jp/scc-admin/asset/dmfukuoka/000002/000002/836218e8.pdf> <森林組合で残余材を引渡し>

なお、このコミュニティガーデンは、環境局が支援する「事業者によるコミュニティガーデン」となっており、オープンイベントでは同取組みに関する取材対応もいたします。



詳細は、10月8日付環境局プレスリリース

「3つの新たなコミュニティガーデンがオープン！」をご参照ください。



<作成中のプランター>

### 【問い合わせ先】

■福岡市内産材の提供について

福岡市農林水産局森づくり推進課

電話：092-711-4845 担当：野見山、三村（内線 2620）